

## ■趣旨

- 当市では、延べ24地区で区画整理事業を完了させ、現在は市施行については4地区で事業を実施している最中である。

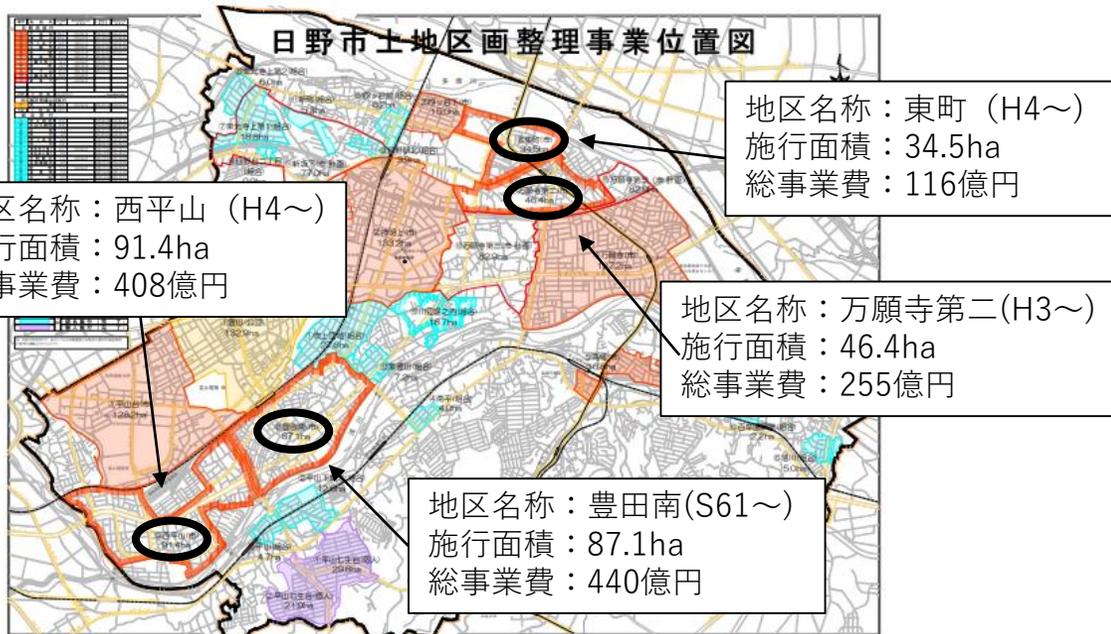
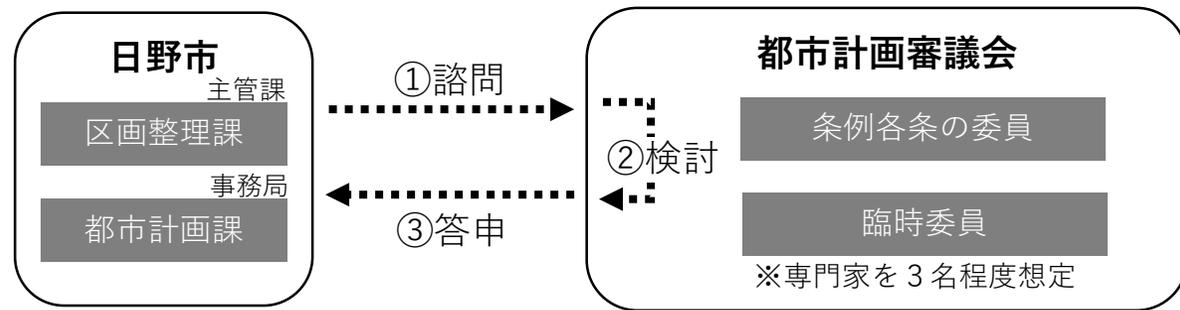


図 事業中の区画整理（市施行）の一覧

- 市施行土地区画整理事業4地区について、事業完了までの長期的見通しを確認するため、現行事業計画の総点検及び今後の事業の進め方の整理を進めていく。
- その整理を踏まえ、今後の方針を確定していくため、都市計画審議会を活用していく。

## ■実施体制（案）



## ★都市計画法

(市町村都市計画審議会)  
第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

(市街地開発事業)  
第12条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。  
1 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業

## ■スケジュール（案）



※本件に加え、通常の諮問・報告の場として年2～3回開催予定